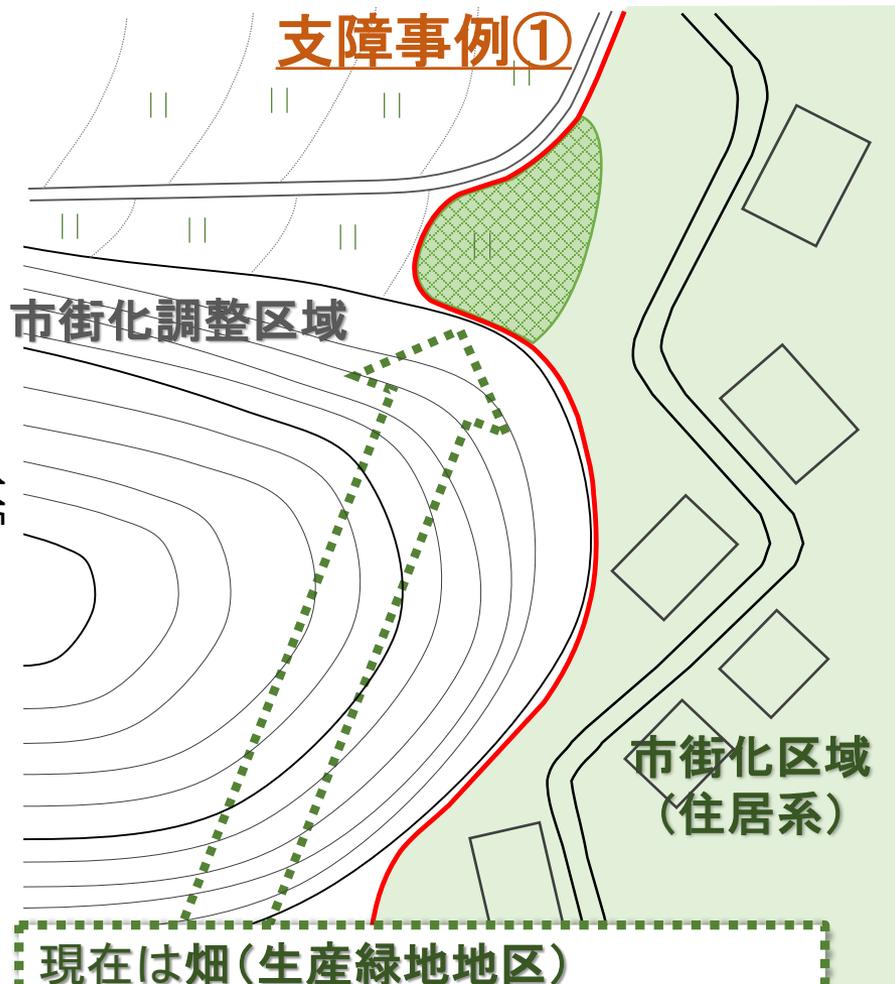


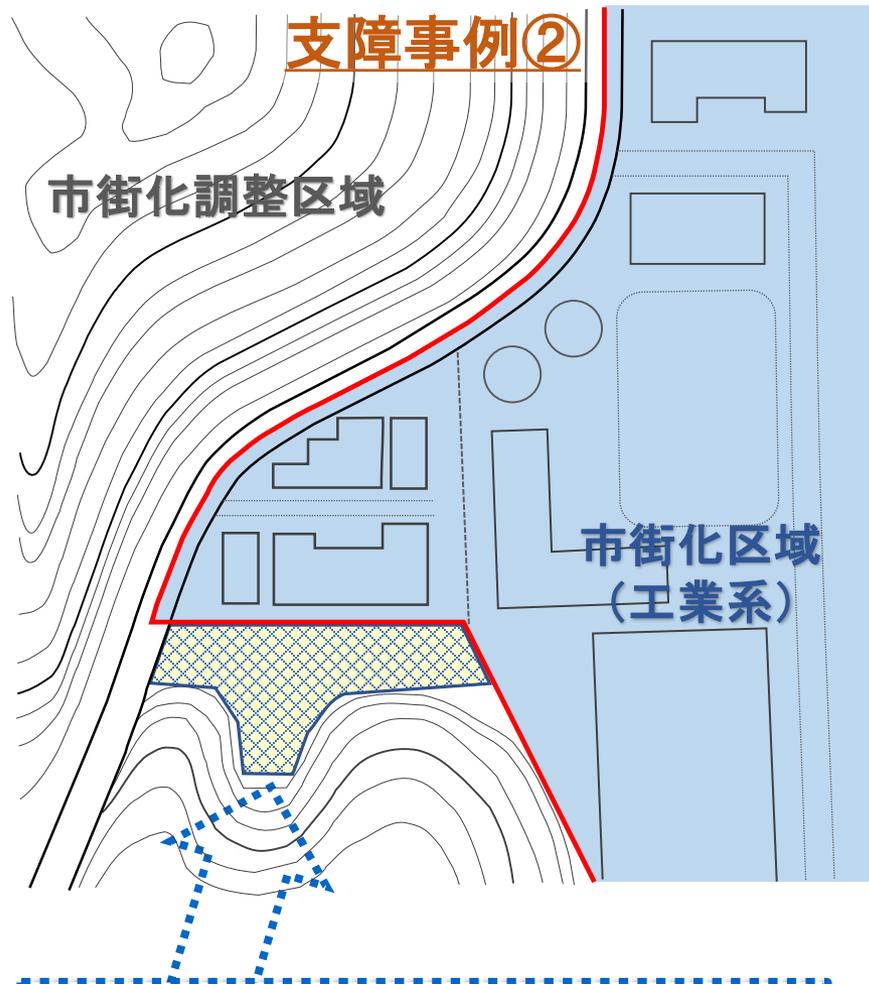


支障事例①



現在は畑(生産緑地地区)
⇒ 市街化調整区域編入要望
区域区分の見直しのスケジュールに
合わず、特定生産緑地に移行

支障事例②



工場の増築(現在駐車場)
⇒ 市街化区域編入要望
県基準に適合せず、編入不可の判断

中核市への権限移譲の具体的内容



「線引きの見直し」の権限のうち、

**一定面積以下で、他市町との境界に近接しない区域区分の変更
(県全域や隣接市町村の都市計画に影響のない**輕易なもの**)**

146 については、希望する**中核市に権限移譲**を行うことを提案します。

県全域の都市計画の方針に影響を及ぼさない輕易なものの想定例

- a) 既存家屋がある小規模な集落の市街化区域への編入
- b) 市街化調整区域が隣接した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入
- c) 市街化調整区域が隣接した市街化区域内農地の市街化調整区域への編入 etc.



1 中核市は、一定の行政規模・行政能力がある

実際に県が行ってきた、線引き見直しなどの都市計画業務の必要な資料を市で作成している。

開発許可事務も所管し、無秩序な開発をさせない判断が可能

2 速やかな見直し、地域の実情により即した対応が可能

- ① 関係市民・地元と適時適切な調整が可能
- ② 様々な事例に柔軟に対応



地域特性等を活かしたまちづくりをさらに推進することで、
アフターコロナを見据えた、より「きめ細かな」まちづくりに貢献